

インボイス制度への対応に 取り組む皆様へ ＼ 各種支援策のご案内 ＼

インボイス制度について詳しく知りたい方は国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

制度解説動画、インボイスコールセンター等をご案内しております。

[特設サイト](#)



インボイス制度への対応に関する相談窓口

- ✓ **税理士へのオンラインでの相談体制を構築しています。**
インボイス制度対応に伴う納税負担等を相談できます。

[相談受付窓口](#)

[よろず支援拠点](#)

- ✓ **商工会・商工会議所及びよろず支援拠点等による経営相談対応・専門家派遣・講習会の開催等**を実施しています



課税事業者を選択する皆様

デジタル化によるインボイス対応 にかかる事務負担の軽減

- ✓ **IT導入補助金**により、ITツール（一部ハードウェアも含む）の導入費用等を幅広く支援します

課税転換に伴う販路開拓支援

- ✓ **小規模事業者持続化補助金**により税理士等への相談費用も含めた販路開拓等の支援をします

免税事業者を維持する皆様

免税事業者についての 取引上の懸念への取組み

- ✓ **免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A**を公表しているほか、実態把握のための**書面調査等**を実施しています
- ✓ 取引上のお悩みは**下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口**（以下Q&A末尾参照）または**下請かけこみ寺**にご相談ください

[Q&A](#)



[下請かけこみ寺](#)



詳細は裏面へ

本紙は「令和5年度補正予算事業」の制度概要をご紹介します。準備が整い次第公募を開始しますので、現在の公募情報はホームページでご確認ください。

<IT導入補助金> -デジタル化による事務負担軽減

インボイス対応類型では、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。また、電子取引類型では、取引関係における受注者の中小企業等が無償で利用できる場合に、発注者（大企業を含む）がまとめて行う受発注ソフトの導入費用を支援します。

類型名	電子取引類型		インボイス対応類型			
補助事業者	大企業等	中小企業・小規模事業者等				
補助額	1/2	2/3	4/5、3/4（※1）	2/3（※2）	1/2	
補助率	～350万円		50万円以下	50万円超～350万円	～10万円	～20万円
補助対象経費	インボイス制度に対応した受発注ソフト		インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト		PC・タブレット等	レジ・券売機等

（※1）小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率は3/4。
（※2）補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4（小規模事業者は4/5）、50万円超については2/3。

現在の公募情報はこちら→



お問い合わせ先：サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター（0570-666-376）

<小規模事業者持続化補助金> -課税転換に伴う販路開拓支援

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の費用（税理士等への相談費用を含む）を支援！

免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者（インボイス転換事業者）に対し、令和5年度補正予算において、全ての申請枠で補助上限を一律に50万円上乗せします。（最大250万円補助）

	通常枠	特別枠			
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2 / 3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は 3 / 4)				
補助上限	50万円	200万円			
インボイス 特例	50万円※ ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ				

お問い合わせ先：
・商工会地域の方
所在地によって異なるため右のQRコード参照
・商工会議所地域の方 03-4330-3480

【商工会地域お問い合わせ先】【現在の公募情報はこちら】

